

# 長期使用構造等であることの確認 (確認申請)

## 共同住宅等 申請要領・申請図書一覧

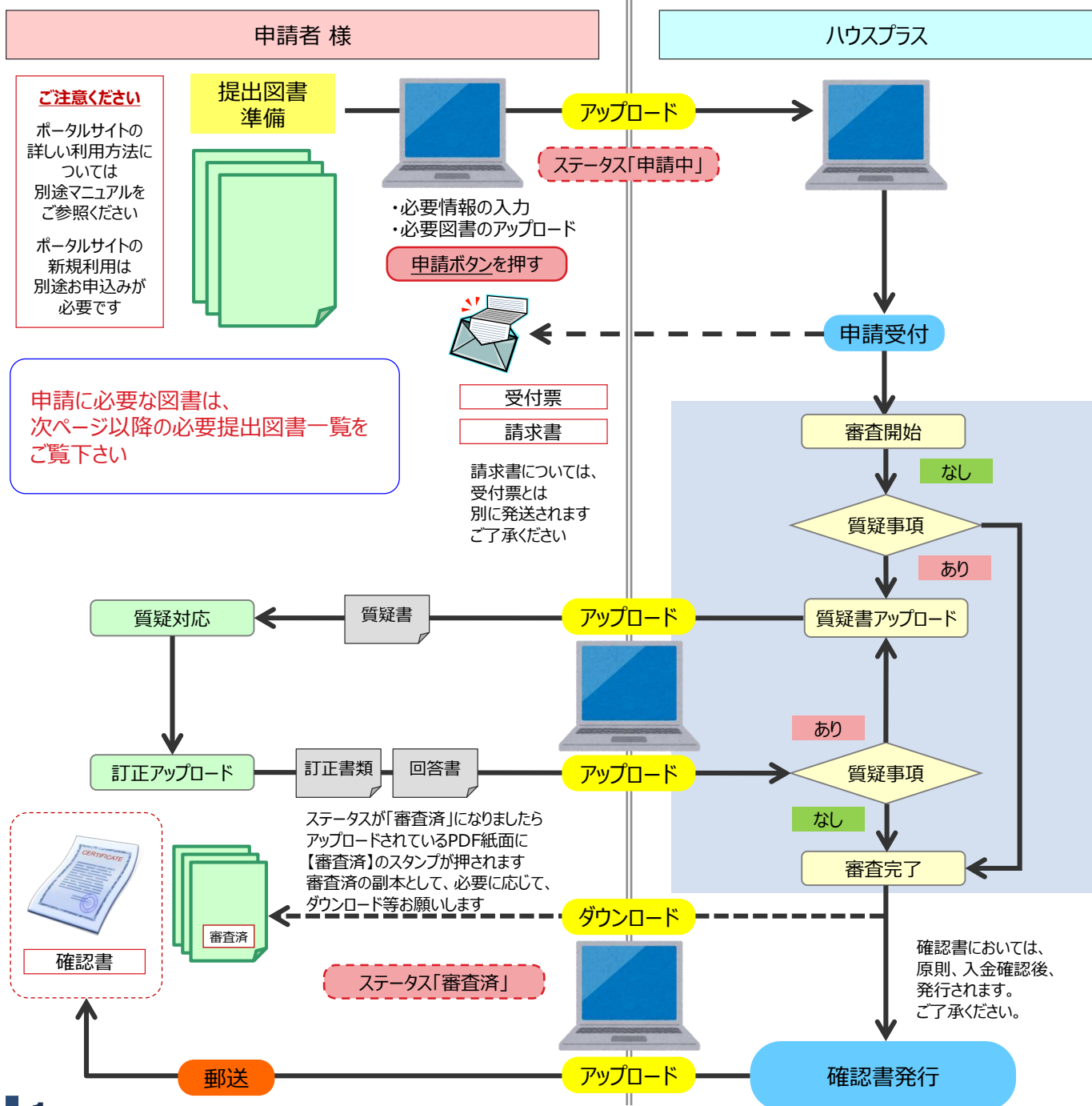
ハウスプラス住宅保証株式会社

- ☑ ポータル申請（木造店舗等併用住宅・木造長屋に限る）は、以下のイメージにより評価が行われます。
- ☑ ポータルサイトのサービス選択において『ファイルサービス』の『共同長期優良住宅』より申込んでください。
- ☑ **確認書はポータル上にアップロード後、郵送にてお送りいたします。**

申請受付～確認書発行までの期間（目安）

共同住宅等

4週間～



☑ 紙申請は、以下のイメージにより評価が行われます。

申請受付～確認書発行までの期間（目安）

共同住宅等

4週間～

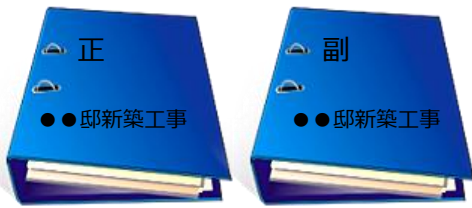
申請者様

ハウスプラス

申請図書準備

郵送

図書受領



図書はファイルに綴じ、  
正本と副本の2冊をご提出ください。  
また、ファイルの表紙と背表紙には「建築物  
の名称」と  
「正本・副本の別」をご記入ください。

申請に必要な図書は、  
次ページ以降の申請提出図書一覧を  
ご覧下さい



郵送

申請受付

受付票

請求書

請求書については、  
受付票とは  
別に発送されます  
ご了承ください

「申請図書送付先」  
〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1  
ニューピア竹芝ノースタワー18階  
ハウスプラス住宅保証株式会社  
「長期優良住宅 確認申請サービス」宛て  
TEL:03-4531-7200 FAX:03-4531-7201

審査開始

なし

質疑事項

あり

質疑書送付

あり

質疑事項

なし

審査完了

場合によってはメールにて  
送付される場合があります

FAX

質疑対応

質疑書

訂正送付

訂正書類

回答書

郵送

正副2部  
郵送で送付ください



確認書



郵送

確認書発行

確認書と  
申請提出図書副本  
を送付いたします

確認書においては、  
入金確認後、発送されます。  
ご了承ください。

長期使用構造等であることの確認（確認申請）のために必要な申請提出図書は、下表に定める「**必須**」図書と「**添付**」図書となります。添付図書において、図書の種類に掲げる図書に記載すべき事項を、全て他の図書に明示した場合においては、当該図書を申請に添付することは必要としません。

ポータル申請の場合は、PDF形式によりアップロードをお願いします。

紙申請の場合は、ハウスプラス長期優良住宅確認申請サービス申込書を除き、**正副2部の提出**が必要となります。

### 必須

図書の種類	記載する内容及び注意点
ハウスプラス長期優良住宅確認申請サービス申込書	申請の種類、他サービスの利用予定の有無、物件情報、申請担当者情報等
確認申請書【第11号の2様式】	申請者等の概要、建築物に関する事項

### 添付図書

長期使用構造等の確認を要する場合（確認申請）に必要な申請添付図書

図書の種類	明示すべき事項（注意点）
設計内容説明書	・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種類、寸法及び取付方法
各階平面図	・縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置、共用配管の位置・納まり等、共用部分の各部寸法等
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式（階段部分の面積も確認できるもの）
二面以上の立面図	・縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置
断面図又は矩計図	・縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造、躯体天井高さ
基礎伏図	・縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	・縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
小屋伏図	・縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
各部詳細図	・縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法
各種計算書	・構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
各種認定書 および 別添	・住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認定書、特別評価方法認定書、各種大臣認定書等（別添まで提出願います）
各種カタログ・試験成績書等	・性能値が確認できるもの（第三者機関で性能が確認されているもの）

注）その他審査で必要な書類のご提出をお願いする場合がございますのでご協力願います。